求職者等に対するセクシャルハラスメント防止基本方針

医療法人同仁会
理事長　見元　伊津子

【目　的】
医療法人同仁会(以下「当法人」という)は、採用選考活動その他の求職活動等(以下「求職活動等」という)に参加する採用応募者・インターンシップ参加者・実習生等(以下「求職者等」という)が、性的な言動により求職活動等を阻害されないよう、事業主として必要な措置を講じることを目的として、本方針を定めます。

【基本方針】
当法人は、求職者等に対するセクシャルハラスメント(以下「求職者等セクハラ」という)を行ってはならないことを、全ての役員・従業員に周知徹底します。当法人は、求職者等セクハラの防止に努めるとともに、万一発生した場合には、行為者に対して厳正に対処します。

【求職者等セクハラの定義】
求職者等セクハラとは、当法人の役員・従業員による性的な言動により、求職活動等に参加する求職者等の求職活動等が阻害されることを指します。「求職活動等」には、次の活動が含まれます。
（1）採用面接、会社説明会、インターンシップ等の社内外イベントへの参加
（2）OB・OG 訪問その他当法人従業員への訪問・面談
（3）教育実習・看護実習等の実習の受講
（4）その他前各号に類する求職活動等（SNS 等オンラインを介したものを含む）

【禁止行為】
役員・従業員は、求職活動等に参加する求職者等に対し、次に掲げる言動を行いません。
（1）性的な事実関係を尋ね、性的な内容の情報を意図的に流布する等、求職者等に対する性的な言動
（2）必要なく身体に触れること、性的な関係を強要することその他の性的な言動
（3）交際状況、結婚・出産の予定、その他業務上必要のない私的な事項について質問し、又はからかうこと
（4）面談の実施方法（時間・場所・SNS 等の利用を含む）について、定めたルールに反する対応を行うこと

【面談等の実施ルール】
役員および従業員は、求職者等と面談し、又は連絡を行う場合には、次の各号に定める事項を遵守します。
（1）面談は、原則として業務時間内に、当法人内又はオンライン会議システムを利用して実施すること
（2）原則として、求職者等との連絡には当法人 PC 又は当法人携帯を使用し、私用 SNS 等その他の個人的な連絡手段による連絡先の交換は行わないこと
（3）求職者等への対応は複数名で行うものとし、やむを得ず単独で対応する場合は事前に上長へ報告すること

【相談窓口および相談を受けた場合の対応】
求職者等セクハラに関する相談は、医療法人同仁会の相談窓口にて受け付けます。相談者の秘密は厳守し、相談したことを理由に不利益な取扱いを行いません。
相談窓口：総務課人事担当 092-503-0077（受付時間：平日 8:30～17:30）
医療法人同仁会相談窓口に寄せられた相談については、総務課人事担当が当法人と連携し、事実関係の確認、行為者への対応、再発防止に向けた措置の検討を行います。当法人は、必要に応じて事実確認への協力、就業規則等に基づく行為者への処分その他の対応を行います。

以上